

5 議会議員の取扱い

- ・定数特例を採用したケースは無し
- ・選挙区を設置したのは3団体（いずれも合併後最初の選挙に限る。）
- ・在任特例を採用したのは12団体、採用しなかったのは4団体

合併市町	各 合 併 市 町 の 状 況						合併後最初の選挙期日 (議員選挙)
	合併前の 条例定数 単純合計 (人)	合併後の 条例定数 (人) (法定上限)	選挙 区	選挙区別 定数	在任 特例	在任期間	
いなべ市	60	24 (26)	無	-	有	24ヶ月	H17.11.13
志摩市	78	26 (30)	無	-	有	13ヶ月	H17.10.23
伊賀市	79	34 (34)	無	-	有	5ヶ月	H17. 3.27
桑名市	60	34 (34)	無	-	有	24ヶ月	未定
松阪市	82	34 (34)	無	-	有	7ヶ月	H17. 7.24
亀山市	34	22 (26)	無	-	有	約22ヶ月 (H18.10.31まで)	未定
四日市市	52	36 (46)	無	-	有	約26ヶ月 (旧四日市市 議の残任期間)	未定
大紀町	32	18 (22)	有	旧大宮町8 旧紀勢町7 旧大内山村3	無	-	H17. 3.13
南伊勢町	32	18 (22)	無	-	有	7ヶ月	H18. 4.16
紀北町	32	22 (26)	無	-	有	14ヶ月	未定
伊勢市	78	34 (34)	無	-	無	-	H17.11.27
熊野市	27	18 (26)	有	旧熊野市15 旧紀和町3	有	6ヶ月	H18. 4.23
津市	166	38 (38)	無	-	無	-	H18. 2. 5
多気町	26	18 (22)	無	-	有	7ヶ月	未定
紀宝町	26	15 (22)	無	-	有	13ヶ月	未定
大台町	26	16 (22)	有	旧大台町10 旧宮川村6	無	-	H18. 2.12